

避難確保計画および個別避難計画について

避難確保計画

水害および土砂災害の発生または発生のおそれがあるとき、**要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な事項を定めた計画

【作成対象】

・**浸水想定区域**や**土砂災害警戒区域内**の施設

【作成主体】

・**事業所所有者および管理者**(平成29年度から義務化)

※根拠法令「水防法:第15条の3」「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律:第8条の2」

個別避難計画

高齢者や障害者など自ら避難することが困難な**避難行動要支援者**ごとに作成する**避難支援等**を実施するための計画

【作成対象】

・**自ら避難することが困難**であり、避難の確保を図るため**特に支援を要する**避難行動要支援者

【作成主体】

・作成対象が所属する市町⇒各事業所においては市町から**作成依頼があった場合、協力に努めること**。また**業務継続計画との整合性**を図ること。
※根拠法令「災害対策基本法:第49条の14」

【個別避難計画作成に関する情報】

◆保健・福祉専門職向け研修動画(個別避難計画作成について)(滋賀県防災危機管理局公式YouTube)

<https://www.youtube.com/playlist?list=PL3smN1Q3ELKS5CmkBsEN7XJIK-U57monE>

◆特に、以下URLは「個別避難計画作成時の福祉専門職の役割と求められること」についてまとめております。

<https://www.youtube.com/watch?v=10HL5ebJsiY&list=PL3smN1Q3ELKS5CmkBsEN7XJIK-U57monE&index=11>

避難確保計画の作成対象施設の拡大について

【令和3年度】

● 水防法改正（5月10日公布、7月15日施行）

指定区間内の一級河川又は二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省で定める基準に該当する河川についても洪水浸水想定区域の指定対象になった。

現在公表している洪水浸水想定区域図の対象河川数：15河川(琵琶湖を含む)

令和7年度末に公表予定である

洪水浸水想定区域図の対象河川数：15河川 + 443河川

現在対象外の施設・事業所も **今後対象になる可能性大**

⇒別添の対象区域確認方法で各事業所に確認をしていただきます(令和8年3月頃)

今後のスケジュール

令和8年3月末：洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップ公表予定

令和9年3月末：各市町のハザードマップ公表予定

なお、避難確保計画の作成が必要な施設・事業所においては、避難訓練実施後に所管市町に対して報告する必要があります(年1回以上)。訓練実施後、1か月以内を目安に報告してください。

※障害福祉サービスの基準上実施する避難訓練と併せて実施可

避難確保計画の作成フォーマットについて

- 滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室がホームページに作成フォーマットを掲載しております。以下のURLから該当ページに入ってください、ご活用ください。

滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 河川・港湾・流域治水
「避難確保計画等の参考様式」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/311152.html>

- 作成方法の手引きにつきましては、以下のURLから確認いただけます。

滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 河川・港湾・流域治水
「避難確保計画作成の手引き(案)」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/300816.html>

- 提出先は所在市町の該当課(例:防災危機管理課など)となります。提出先につきましては、各市町にご確認いただきますようお願いいたします。

その他

【障害者支援施設等災害時情報共有システムの活用について】

- 障害者支援施設等災害時情報共有システム（以下「災害システム」という。）を利用する災害訓練が、**5年間の間に各市町1回ずつ実施予定**
⇒**能登半島地震を受け、令和7年度中にすべての市町で実施予定**
- 事前に緊急連絡先を災害システムに登録しておく必要がある。
→登録は災害システム経由による**県からの登録依頼メールでのみ可能**
- **登録依頼メールは、ワムネットの「システムからの連絡先」に登録されているアドレスに届くため、必ず登録を済ませておいてください。**

滋賀県 災害時情報共有システム 災害想定訓練 5か年計画（見直し後）

区分	自治体名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (前期)	令和7年度 (後期)	令和8年度	令和9年度	
市	中核市	大津市		○				
		彦根市			○		⊖	
		長浜市				○		⊖
		近江八幡市				○		⊖
		草津市			○			⊖
		守山市		○				
		栗東市				○		⊖
		甲賀市		○				
		鈴洲市			○			⊖
		湖南市		○				
		高島市		○				
		東近江市		○				
		米原市		○				
		町	日野町	日野町		○		
竜王町				○				
愛荘町						○		⊖
豊郷町				○				
甲良町						○		⊖
多賀町						○		⊖